

# 「バーチャル京都館システム構築及びモデル実証事業」実施業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

「バーチャル京都館システム構築及びモデル実証事業」実施業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※ 地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約のため、予算の減額または削除があったときは、契約金額に変更が生じる場合があります。

## 3 業務目的

京都の魅力発信拠点として、3Dでつくられた仮想空間上(※)に「バーチャル京都館」を構築し、京都の多様な文化や魅力を発信するイベントを実施することで、京都への投資・洛訪を促すとともに、5Gの普及拡大や先行き不明なコロナ禍の現状、それに伴う生活様式の変革を踏まえ、様々な技術、手法を用いた新たな情報発信のかたちを分析することを目的とする。

※ 仮想空間の定義…多人数が参加可能で、参加者がその中で自由に行動できるインターネット上に構築される仮想の三次元空間。ユーザーは、アバター(分身)を操作して空間内を移動し、他の参加者と交流する。

## 4 委託内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

### (1) 仮想空間上へのバーチャル京都館の構築

次の要件に合うバーチャル京都館を令和4年3月31日までに構築すること。

ア 想定するイベント参加者数の負荷に耐えうるサーバーを確保すること。

イ 特別な装置やソフトを使用しない汎用性のあるプラットフォームを使用すること。

ウ PCだけでなく、スマートフォンやタブレットなどの多様な電子機器で利用できる環境を整備すること。

エ 応募者または応募者が所属するグループ等で運営する都市・地域等の仮想空間からのアクセスを可能とすること。

オ 展示物のほか、イベントを実施することが可能な十分な広さを有すること。

カ 京都の魅力を伝えることができる画質、品質を確保すること。

### (2) イベント企画・分析

ア 京都の多様な文化や魅力を発信するイベントの企画立案を行い、毎年度1回以上実施すること。

イ イベントの企画内容については、企画提案書の提案内容をもとに本市と協議のうえ、正式に決定すること。また、本市の指示に従うこと。

ウ イベントにおいて得られた結果を分析し、今後の京都への投資、訪洛を促すために考えられる対応策を提案すること。

(3) イベントに必要となるコンテンツの制作・設営

ア イベントに必要となる，京都の多様な文化や魅力を体感できるコンテンツを制作し，設営すること。

イ コンテンツは，体験後に実際に京都を訪れたいと思えることが期待される内容とし，来訪者増加への寄与が見込まれるものとする。また，ユーザー同士の交流を促すものとする。

ウ PCだけでなく，スマートフォンやタブレットでの見やすさ・操作性を確保したコンテンツを制作すること。

(4) イベントの管理運営

ア 受託者は，イベント全体の管理運営を行い，技術トラブル等に迅速かつ適切に対応すること。

イ 本業務の遂行に当たっては，必要な技術能力と経験を有するものを統括責任者として定め，本市，関係者との円滑な進行管理や意思疎通に努めること。

## 5 報告書

毎年度末までに，当該事業年度の事業報告を行うこと。なお，最終年度の委託業務終了時までには，速やかに事業完了報告書を作成し，紙媒体3部及び電子データを本市に提出すること。報告書については，以下の内容を踏まえたものを提出することとする。

- ・ 実施事業の概要
- ・ 入館者数
- ・ イベント参加者数

## 6 留意点

(1) 納入した成果物に係る著作権ほか一切の権利は本市に帰属する。

(2) 受託者は，本市が認めた場合のみを除き，成果物にかかる著作権及び特許権等の知的財産権を行使できないものとする。

(3) 業務遂行に当たっては，本市と綿密な情報交換を行うとともに，本市の指示に従うこと。また，本業務と密接に関連する京都館のWEBサイトやYouTubeチャンネルの運営受託者，他の業務受託者とも連携を行うこと。

(4) 本市からコンテンツの内容等について，修正や削除などの指示があった場合は，できる限り速やかに対応をすること。

(5) 受託者は本業務について秘密を守り，業務内容を許可なく第三者に公表，転用及び貸与してはならない。

(6) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお，本業務の一部を第三者に委任する場合は，本市に書面により申請し，承認を得ること。